

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 7 2

許認可等の内容		特定毒物研究者の許可
根拠法令及び条項		毒物及び劇物取締法第 6 条の 2 第 1 項
審 査 基 準	関係条項	毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条の 7、同規則第 4 条の 8 事務処理の特例に関する条例別表 4 3 の 2 の項 ( 1 )
	基準 (未設定の場合は その理由)	・ 茅ヶ崎市毒物劇物販売業等登録審査基準及び指導基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 1 8 日 ( 休日は含まない。 )
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 ( 年 月 日最終変更)